

平成 20 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン
代表者名 取締役社長 浅川岳彦
(コード番号 8107 大証第 1 部)
問合せ先 取 締 役 木村裕輔
(電話 078-306-0801)

第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行 ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行ならびに定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。なお、新株予約権の行使ならびに定款の一部変更につきましては、平成 21 年 1 月中旬以降に開催予定の当社臨時株主総会において定款の一部変更に関する議題が承認可決されることが効力発生の条件となります。

記

I 第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行

1. 募集の目的及び理由

(1) 第三者割当増資

当社は、平成 20 年 5 月 12 日に公表いたしました「第三者割当による新株式の発行及び新株予約権発行に関するお知らせ」に記載の通り、平成 20 年 5 月 27 日付で、1 億 40 百万株の新株式の発行ならびに 90 個の第 3 回新株予約権（予約権の目的となる株式の総数は 90 百万株）を発行し、総額で 10 億 67 百万円の資金を調達いたしました。また、平成 20 年 5 月 28 日に公表いたしました「転換社債型新株予約権付社債の買入消却に関するお知らせ」に記載の通り、調達した資金のうち 10 億円を充当し、第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の残存額面総額 12 億 80 百万円のうち 10 億円の買入消却を実施し、当該社債の残存額面総額は 2 億 80 百万円となりました。

一方で、既存借入金につきましては、債権者との協議に基づき、月々の約定弁済を履行しており、平成 20 年 9 月 30 日現在の残高は 3 億 68 百万円となっております。

これらの負債につきましては、前掲の第 3 回新株予約権の権利行使により調達する資金を充当し、各々買入消却又は返済に充当する予定でありました。

しかしながら、上記の新株式ならびに新株予約権の発行の後、当社株式の株価は下落を続け、当該新株予約権の 1 株あたりの行使価額とは大きく乖離した状況で推移しております。これは偏に当社の企業価値に対する市場の評価であると真摯に受け止め、当社自身が更なる経営努力をなすべきものであると認識しておりますが、現時点において、当該転換社債の償還期限である平成 20 年 12 月 22 日までに当該新株予約権の権利行使がなされる可能性は極めて低いものと判断せざるを得ず、当社は、平成 20 年 10 月 24 日付で公表の通り、同日付で当該新株予約権の全部を取得し消却いたしました。

当社は、前事業年度において抜本的な経営リストラクチャリングを実行するとともに、「メーカーへの原点回帰」を基本とする新たな経営戦略を打ち出しており、当事業年度において全社を挙げて取り組んでおります。当第 1 四半期においては、黒字転換には至っていないものの、営業赤字は前年同四半期に対し 71.5%の縮小となり、営業キャッシュ・フローについても相応の改善を果たしておりますが、現時点で見込まれる当社の営業キャッシュ・フローでは当該社債の買入消却を実現させることは極めて困難な状況であります。したがって、当該社債につきましては、買入消却可能な資金を別途に調達する等、具体的かつ確実性のある解決スキームを実現する必要がありますが、それが実現しない

場合、平成 21 年 3 月期第 2 四半期の四半期報告書に係る会計監査人の四半期レビュー報告書において意見を表明することができない事態を招致する可能性があります。

他方、借入金債務につきましては、前掲の通り債権者との間の約定による弁済を月々履行しておりますが、現時点の当社のキャッシュ・フローの状況を鑑みると、当該債務は相当の負担であり、早期圧縮を図る必要があるものと認識しております。

以上の通り、当社は当該社債問題の危機的状況を回避するとともに、借入金債務の圧縮によるキャッシュ・フローの改善を図ることを目的として、この度の新株式発行による資金調達を決定いたしました。

(2) 新株予約権

前掲の通り、現在当社は、中期経営計画の達成に向け全社を挙げて取り組んでおりますが、当第 2 四半期累計期間における経営環境は非常に厳しい状況にあり、原油・穀物等の資源高騰による物価上昇を背景として消費者の生活防衛意識が更に高まる中、個人消費の減退は一段と鮮明になりました。特にアパレル市場においては、消費者の買い控え傾向が強く表れ、極めて厳しい状況で推移いたしました。

このような中で、当社のインショップ・直営店におきましては、取扱いブランドの入れ替えや店舗運営の強化等の施策を実行した結果、既存店ベースで前年同期実績を上回る好調なペースで推移しましたが、一方で、GMS（総合スーパー）への卸販売は、前掲の通りの厳しい市場環境の影響で伸び悩み低調な推移となっております。昨今の米国の金融危機に端を発する世界的金融不安、株価暴落、円高の進行等の影響による景気後退感は今後さらに加速することも予想され、アパレル市場におきましても、引き続き厳しい環境で推移するものと考えております。

以上の状況を踏まえ、当社は、店舗運営力の更なる強化、提案型営業の徹底、本社家賃や本部人件費等の固定費の削減、物流コスト低減に向けた社内体制整備等の施策を実行し、中期経営計画の達成に向け取り組んでまいりますが、その達成をより確実なものとし、さらには前倒しの実現を目指していくためには、厳しい市場環境の中においても成長を示している業態における販路拡大、販売高の拡大を図る一方で、さらにコスト合理化を迫及していくことが急務であると考えております。詳細は次項「2. 調達する資金の額及び用途」に記載の通りであります。販売面においては、ネット市場及び集客力の高いショッピング・センターにおける専門店との取り組み強化ならびに自社直営店の拡充を図る一方、コスト面においては、在庫管理及び物流効率化を主軸とするシステム整備による物流コストならびにシステム運用コストの合理化を図ってまいりたいと考えております。

上記目的を達成するために、この度当社は、新株予約権の発行を決定いたしました。当該新株予約権により調達する資金を、アパレル事業における事業拡大に向けて有効に活用することは、早期経営再建に繋がり、さらには企業価値の回復に資するものであると考えております。

なお、前掲(1)の第三者割当による新株式を発行した時点で、当社の発行済株式総数は、785,093,101 株となり、潜在株式数 8,484,848 株と合わせると、当社の発行可能株式総数 8 億株にほぼ達する状況となります。したがって、当社は、当該新株予約権の行使期間の初日（平成 21 年 2 月 16 日）が到来する前に、臨時株主総会を開催し、定款の一部変更、すなわち発行可能株式総数を増加させる議題を附議することを予定しておりますが、当該議題が承認可決されることが新株予約権の権利行使の効力発生条件となります。臨時株主総会は平成 21 年 1 月中旬以降の開催を予定しておりますが、詳細な日程が確定次第お知らせいたします。

また、平成 20 年 5 月 27 日付で発行いたしました第 3 回新株予約権につきましては、平成 20 年 10 月 24 日に公表の通り、全額買入消却を実施いたしました。

以上の通り、今回の資金調達は、緊急危機回避のため当社にとっては他に選択肢の無いものであると認識しております。さらには、かかる財務上の課題解決の後に、中期経営計画の前倒し実現を目指し全社を挙げて事業運営に取り組む体制が本格的に整うものであるとともに、昨今の厳しい市場環境の中で、当社が確実に経営再建を果たし、企業価値の回復を図っていく上においても必要なものであると考えております。一方で、平成 20 年 8 月 15 日付で大阪証券取引所に提出いたしました「改善報

告書」に記載の通り、当社はコンプライアンス体制、コーポレート・ガバナンス体制の脆弱さを改め、上場企業としてあるべき体制の構築に向け、現在鋭意取り組んでおりますが、「透明性が高く健全で効率的な経営の実現」を当社のガバナンスの基本方針とし、合理的な意思決定に基づき、上記の通りの財務改善ならびに収益性改善を目指してまいり所存であります。

当社は今回の増資により真に経営再建に取り組み、過去において毀損した企業価値の回復に向けより一層の努力を重ねてまいり所存であります。

株主及び証券市場関係者の皆様には、多大なご負担をお掛けいたしますが、当社の経営再建になお一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額

資金調達の方法	払込金額の総額 (円)	差引手取概算額 (円)
新株式及び新株予約権の発行による調達	772,500,000	726,500,000
新株予約権の権利行使による調達	450,000,000	420,000,000
合計	1,222,500,000	1,146,500,000

(2) 調達する資金の具体的な使途

(単位：百万円)

調達方法	調達金額	資金使途	金額
第三者割当増資	750	第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却	280
		借入金債務の返済	360
		運転資金	86
第4回新株予約権の発行	22	発行諸費用	46
合計	772	合計	772

調達方法	調達金額	資金使途	金額
第4回新株予約権の権利行使	450	ネット販売サイト構築費	80
		新ブランド開発・仕入資金	50
		店舗スクラップ&ビルド	50
		システム構築費	60
		運転資金	180
		発行諸費用	30
合計	450	合計	450

① 第三者割当増資及び新株予約権の発行

第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行により調達します概算手取額7億26百万円のうち、2億80百万円を第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の残存額面総額2億80百万円の全額につき買入消却するための資金として充当し、次に3億60百万円を借入金債務の返済に充当いたします。残りの86百万円につきましては、運転資金に充当いたします。

なお、前掲の借入金につきましては、債権者と協議を重ねた結果、月々の返済計画に関し合意に至っております。当社はかかる借入金返済を織り込んだ上で、営業活動に係る資金繰りを計画しておりますが、今回の資金調達によって当該借入金の返済を前倒しに履行し、金利負担の軽減を図ることにより運転資金に余裕を持たせることができると考えております。上表の2億66百万円に加えて当該借入金債務の圧縮による元利金約3億円が運転資金に充当されることにより、事業活動に必要な資金は当社の事業規模から判断して十分に確保できるものと見込んでおります。

以上の通り、当社にとって最大の経営課題である社債及び借入金債務の問題を解決することにより、

事業運営に全社を挙げて取り組む体制が実現し、早期経営再建に繋がるものと認識しております。

② 新株予約権の権利行使

第4回新株予約権の権利行使により調達する予定である資金の差引手取概算額4億20百万円につきましては、中期経営計画の確実な達成、さらには前倒し実現を目指していくために、将来的なパレル事業における事業拡大とコスト合理化に向け有効に投下していくことを予定しております。

具体的には次の資金使途を予定しております。まず、成長市場であるネット販売の拡大に向けたウェブサイト構築のための開発投資として80百万円を充当する予定です。また、当社は、専門店販路拡大に向けて新ブランドの導入が急務と考えておりますが、その開発、宣伝及び仕入資金として50百万円を充当する予定です。さらに、当社が運営するショップにつきましては、市場環境が厳しい中においても比較的好調に推移しておりますが、店舗運営にはスクラップ&ビルドは欠かせないものであるため、一部の非効率店舗の閉鎖を図る一方で、好条件の新規出店についても実力に見合う範囲で実行していくことは不可欠なものと考えており、それらにかかる費用及び投資として50百万円を見込んでおります。一方で、物流から店頭情報にいたるまでの一貫性があり、よりスピーディな情報管理と、運用コストの削減に向けたシステム整備への投資として60百万円を充当してまいります。残り1億80百万円については、既存ブランドの仕入資金等の運転資金に充当いたします。

これらの資金調達により、販売拡大の実現を目指すとともに、情報管理の精度向上による機会損失の低減とコスト合理化を図り、中期経営計画の前倒し実現に繋げ、早期経営再建を目指していくことは、企業価値の回復に資するものであると考えております。

以上の通り、社債の償還及び借入金の返済を含めました当社にとっての最大の懸案課題は解決するものと認識しております。その後は、中期経営計画の前倒しの実現に向け全社一丸となって邁進してまいります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

新株式発行及び第4回新株予約権発行による調達額7億72百万円につきましては、平成20年11月～平成21年3月を予定しております。第4回新株予約権の権利行使により調達する予定の4億50百万円の支出予定時期につきましては、権利行使の時期が流動的であるため、現時点においては確定していませんが、経営計画の進捗状況に合わせ行使の時期が決定されることとなります。したがって、権利行使が確定した時点で順次追加開示を行います。なお、当該新株予約権の行使期間は、平成21年2月16日から平成22年2月15日までであります。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は平成20年2月21日に公表いたしました中期経営計画に記載の通り、これまでの黒字化計画未達の反省と総括を踏まえ、従来の「拡大路線」からの転換、当社の本来的強みであり、原点でもある「メーカーへの回帰」を基本方針のもと、経営再建に向けて取り組んでおります。また、同年4月25日に公表いたしました通りエレクトロニクス事業からの撤退による経営資源の本業集中を決定し、早期経営再建をより一層確実なものとしてまいります。

しかしながら、一方で、平成20年12月22日に期限が到来する社債の償還及び借入金債務の返済について早期に解決することが当社にとっての最重要課題であり、これらの解決無しには上記経営計画の確実な実行は困難であると認識しております。

今回の第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行によって調達する資金を、社債の償還及び借入金債務の返済に充当いたしますことは、当社が継続企業的前提を保持し、経営再建を果たしていくために不可欠なものであると判断しております。また、これらの財務上の課題解決を図るとともに、その余の資金を運転資金に充当し、今後の事業活動に必要な資金を十分に確保することは、安定的かつ健全な事業活動のために合理的なものであると認識しております。他方、経営環境が極めて厳しい様相を呈している状況下で、当社が中期経営計画を達成し、さらには前倒しで実現を目指していくためには、既存のブランド、得意先、店舗といった枠組みにとどまらず、より成長性の高い市場に

向けて積極的な事業戦略を展開することも必要性の高いものと認識しております。

当社は、今回の資金調達による負債の圧縮とともに、足下のみならず将来に向けた事業資金の確保をし、中期経営計画に記載の諸施策の実行に全ての力を結集させ、早期に経営再建を目指してまいりますことは、企業価値の回復に繋がるものと確信しており、本件増資の実施を決定いたしました。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（個別）

（単位：百万円）

決 算 期	平成 18 年 3 月 期 （個別）	平成 19 年 3 月 期 （個別）	平成 20 年 3 月 期 （個別）
売 上 高	4,915	6,337	6,368
営 業 利 益	△1,834	△861	△1,428
経 常 利 益	△2,088	△1,010	△1,569
当 期 純 利 益	△2,691	△624	△2,534
1 株 当 たり 当 期 純 利 益（円）	△9.17	△1.62	△6.41
1 株 当 たり 配 当 金（円）	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産（円）	4.34	7.70	1.26

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式総数 に対する比率
発行済株式総数	535,093,101 株	100 %
現時点の転換価額（行使価額下限値 33 円）における潜在株式総数※	8,484,848 株	1.6 %

※当社が平成 17 年 12 月 21 日発行しました第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債について行使価額の下限值である 33 円で潜在株式数を記載しております。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式総数 に対する比率
発行済株式総数（うち第三者増資により発行する株式総数）	785,093,101 株 (250,000,000 株)	100%
第 4 回新株予約権にかかる当初の行使価額（3 円）における潜在株式数	150,000,000 株	19.1%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	行使価額は当初の行使価額から下方修正されません。	—
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	—	—

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成 20 年 11 月 13 日
調達資金の額	750,000,000 円
募集時点における発行済株式総数	535,093,101 株
当該増資による発行株式数	250,000,000 株
募集後における発行済株式総数	785,093,101 株
割当先	株式会社日本インベストメント・トラスト

② 第4回新株予約権の発行

発行期日	平成20年11月13日
発行価額	予約権1個当につき150,000円
発行価額の総額	22,500,000円
発行数	150個
予約権1個あたりの割当株式数	100万株
行使価額	3,000,000円
行使価額の総額	450,000,000円
行使期間	平成21年2月16日から平成22年2月15日まで
当該募集による潜在株式数	150,000,000株
割当先	株式会社日本インベストメント・トラスト

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第2回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成16年9月29日
調達資金の額	発行価額の総額13億50百万円より発行諸費用を差引いた手取額12億40百万円
募集時点における発行済株式数	214,552,523株
募集時における潜在株式数	下限価額の設定がなかったことにより当初の転換価額(91円)における潜在株式数:16,483,516株
現時点における転換状況(行使状況)	第2回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、全ての行使が完了しております
当初の資金使途	財務体質の強化、運転資金、新規事業開発資金
支出予定時期	平成16年9月～平成17年4月
現時点における充当状況	手取額12億40百万円のうち、5億32百万円を新規事業開発資金に、96百万円をアパレル事業の店舗設備等の投資に、6億12百万円を運転資金に、各々充当いたしました。

※実際の転換行使による発行株式数は21,169,181株となります。

・第三者割当増資

発行期日	平成16年11月15日
調達資金の額	発行価額の総額20億円より発行諸費用を差引いた手取額19億80百万円
募集時点における発行済株式数	214,552,523株
当初の資金使途	11億円は既存アパレル事業、5億円をエレクトロニクス事業における製造仕入及び開発費、残額3億80百万円は債務返済資金として活用
支出予定時期	平成16年12月～平成18年4月
現時点における充当状況	手取額19億80百万円は、運転資金に11億43百万円、エレクトロニクス事業の製品開発資金に3億62百万円、店舗・システム設備投資に2億40百万円、

	借入金返済に2億35百万円、各々充当いたしました。
--	---------------------------

・第三者割当増資

発行期日	平成17年3月24日
調達資金の額	発行価額の総額3億円より発行諸費用を差引いた手取額2億80百万円
募集時点における発行済株式数	262,037,704株
当初の資金使途	借入債務返済資金に充当
支出予定時期	平成17年4月～平成18年4月
現時点における充当状況	手取額2億80百万円を全額借入金債務返済に充当いたしました。

・第三者割当増資

発行期日	平成17年8月24日
調達資金の額	発行価額の総額10億円より発行諸費用を差引いた手取額9億70百万円
募集時点における発行済株式数	265,486,704株
当初の資金使途	手取額9億70百万円は借入債務返済資金として充当
支出予定時期	平成17年10月～平成18年4月
現時点における充当状況	手取額9億70百万円は、借入金債務返済に5億75百万円、運転資金に3億95百万円、各々充当いたしました。

・第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成17年8月24日
調達資金の額	発行価額の総額15億円より発行諸費用を差引いた手取額14億50百万円
募集時点における発行済株式数	265,486,704株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額(77円)における潜在株式数:19,480,519株 転換価額下限値(39円)における潜在株式数:38,461,538株
現時点における転換状況(行使状況)	第3回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、全ての行使が完了しております
当初の資金使途	手取額14億50百万円は借入債務返済資金として充当
支出予定時期	平成17年10月～平成18年4月
現時点における充当状況	手取額14億50百万円は、借入金債務返済に10億円、運転資金に4億50百万円、各々充当いたしました。

※実際の転換行使による発行株式数は22,509,576株となります。

・第三者割当増資

発行期日	平成17年12月21日
調達資金の額	発行価額の総額10億円より発行諸費用を差引いた手取額9億70百万円
募集時点における発行済株式数	302,489,280株
当初の資金使途	手取額9億70百万円は借入債務返済資金、一部運転資金として充当
支出予定時期	平成18年1月～平成18年6月
現時点における充当状況	手取額9億70百万円は、借入金債務返済に6億円、運転資金に3億70百万円、各々充当いたしました。

・第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成17年12月21日
調達資金の額	発行価額の総額40億円より発行諸費用を差引いた手取額39億50百万円
募集時点における発行済株式数	302,489,280株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額(59円)における潜在株式数：67,796,610株 転換価額下限値(33円)における潜在株式数：121,212,121株
現時点における転換状況(行使状況)	転換済株式数(行使済株式数)：75,653,821株 (残高280,000,000円※ 転換価額(行使価額)33円)
当初の資金使途	手取額39億50百万円は借入債務返済資金として充当、また一部運転資金として充当
支出予定時期	平成18年1月～平成18年6月
現時点における充当状況	手取額39億50百万円は、借入金債務返済に19億27百万円、新製品開発資金に3億21百万円、アパレル事業の設備投資に1億76百万円、運転資金に13億16百万円、各々充当いたしました。

※ 平成20年5月28日付で公表の通り、当社は当該社債の残存額面総額12億80百万円のうち10億円の買入消却を実施いたしました。その結果、現時点における残存額面総額は2億80百万円となっております。

・第三者割当増資

発行期日	平成20年5月27日
調達資金の額	発行価額の総額10億64百万円より発行諸費用を差引いた手取額10億44百万円
募集時点における発行済株式数	395,093,101株
当初の資金使途	10億円は第4回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却に、残余を運転資金に充当
支出予定時期	平成20年6月～平成20年11月

現時点における 充 当 状 況	10 億円は第 4 回海外円貨建転換社債型新株予約権付社債の買入消却に、残余 を運転資金に充当しました。
--------------------	---

・第 3 回新株予約権

発 行 期 日	平成 20 年 5 月 27 日
調達資金の額	発行価額の総額 9 億 54 百万円より発行諸費用を差引いた手取額 9 億 18 百万円
募集時点における 発行済株式数	395, 093, 101 株
募集時における 潜 在 株 式 数	当初の権利行使価額（10.6 円）における潜在株式数：90, 000, 000 株
現時点における 行 使 状 況 (行使状況)	権利行使済株式数： 0 株 (残高 0 円 ※)
当初の資金使途	手取額 9 億 18 百万円は 2 億 80 百万円を転換社債の買入消却に、4 億円を借入金債務の返済に、80 百万円をネット販売サイト構築費用に、1 億 5 4 百万円を運転資金に充当
支出予定時期	平成 20 年 6 月 ～ 平成 22 年 3 月
現時点における 充 当 状 況	新株予約権発行による手取額 3 百万円は、運転資金に充当いたしました。なお、平成 20 年 10 月 24 日に公表の通り、当社は新株予約権の全てについて、同日付で取得及び消却を実施いたしました。

※平成 20 年 10 月 24 日に公表の通り、当社は新株予約権の全てについて、同日付で取得及び消却を実施いたしました。

(6) 最近の株価の状況

平成 18 年 3 月期末 (平成 18 年 3 月 31 日終値)	52 円
平成 19 年 3 月期末 (平成 19 年 3 月 30 日終値)	24 円
平成 20 年 3 月期末 (平成 20 年 3 月 31 日終値)	9 円
直近 3 か月の終値平均 (平成 20 年 7 月 28 日～平成 20 年 10 月 27 日)	3.5 円

4. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成20年9月30日現在）		募集後（潜在株式未反映）	
申 基植	2.0 %	株式会社日本インベストメント・トラスト	31.8 %
大阪証券金融株式会社	1.6 %	申 基植	1.4 %
株式会社 FBS	1.2 %	大阪証券金融株式会社	1.1 %
株式会社 SBI 証券	0.8 %	株式会社 FBS	0.8 %
久保 哲治	0.8 %	株式会社 SBI 証券	0.5 %
畑崎 廣敏	0.6 %	久保 哲治	0.5 %
笠間 一美	0.5 %	畑崎 廣敏	0.4 %
中澤 敦	0.4 %	笠間 一美	0.4 %
株式会社鳥海不動産	0.4 %	中澤 敦	0.3 %
岡 清 治	0.4 %	株式会社鳥海不動産	0.3 %

5. 業績への影響の見通し

今回の第三者割当増資及び新株予約権の発行による当期の業績への影響及び平成21年3月期の業績予想につきましては、現在鋭意算定中でありますので、確定次第お知らせいたします。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

① 第三者割当による新株式の発行

当該増資に係る取締役会決議日（平成20年10月28日）の直前営業日までの直近1ヶ月（平成20年9月26日から平成20年10月27日まで）の株式会社大阪証券取引所における当社株式の最終価格の平均値（3.3円）を参考にして、発行価額を1株3円（ディスカウント率8.7%）といたしました。

② 新株予約権の行使価額

第三者割当による新株式の発行と同じく、当該新株予約権に係る取締役会決議日（平成20年10月28日）の直前営業日までの直近1ヶ月（平成20年9月26日から平成20年10月27日まで）の株式会社大阪証券取引所における当社株式の最終価格の平均値（3.3円）を参考にして、発行価額を1株3円（ディスカウント率8.7%）といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回のファイナンスの実施により発行する新株式数は、発行済株式総数に対して74.7%（第三者割当による新株式の発行により46.7%、新株予約権の行使により28.0%）となり、多大な希薄化が生じることになります。

しかしながら、当該増資による資金調達、社債ならびに借入金債務返済の具体的スキームの実現という財務上の課題解決の緊急性が極めて高いことと、事業活動に必要な資金を確保し、中期経営計画達成をより確実なものとし早期経営再建の実現を目指していくことは、当社の企業価値回復に資するものである点において、かかる希薄化を招きつつも不可避なものであると判断しております。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当予定先の概要

①	商号	株式会社日本インベストメント・トラスト		
②	割当株数	250,000,000株 (第三者割当)		
	払込金額	750百万円 (第三者割当)		
③	割当新株予約権数	150個 (第三者割当)		
	払込金額	22百万円 (第三者割当)		
④	事業内容	投資業、不動産事業及びコンサルティング業		
⑤	設立年月日	平成18年7月7日		
⑥	本店所在地	東京都港区虎ノ門3-8-25		
⑦	代表者の役職・氏名	代表取締役 柴田隆人		
⑧	資本金	30百万円		
⑨	発行済株式数	300株		
⑩	純資産	32百万円		
⑪	総資産	344百万円		
⑫	決算期	6月末		
⑬	従業員数	14名		
⑭	主要取引先	米国連邦政府 (CCR)、米国国防省、サクラ精機株式会社		
⑮	大株主及び持株比率	柴田隆人 60%		
⑯	主要取引銀行	三井住友銀行 六本木支店		
⑰	上場会社と 割当先の関係等	資本関係	当該事項はありません	
		取引関係	当該事項はありません	
		人的関係	当該事項はありません	
		関連当事者への 該当状況	当該事項はありません	
⑱	最近3年間の業績	(単位：百万円)		
	決算期	—	平成19年6月期	平成20年6月期
	売上高	—	121	909
	営業利益	—	△9	△12
	経常利益	—	2	1
	当期純利益	—	1	0
	1株当たり当期純利益 (円)	—	4,106	531
	1株当たり配当金 (円)	—	—	—
	1株当たり純資産 (円)	—	104,106	104,636

(2) 割当先を選定した理由

平成20年10月28日開催の取締役会において発行決議した第三者割当増資が実施されると、割当先である株式会社日本インベストメント・トラストの当社株式に係る議決権所有割合は32.0%となり、同日付で発行決議した第4回新株予約権の全てが権利行使された後の議決権所有割合は、42.9%となります。同社は、当社の既存株主の仲介により当社に出資する意向をいただいた投資者であります。当社の経営再建計画についてご理解をいただき、事業推進についてはあくまで当社が自主性を保ち、

側面的サポートを行いながら早期経営再建を支援するとの意向でありましたので、新株式の割当先として選定いたしました。

(注) 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先との間で、当社の事業の改善ならびに発展を図ることを相互の基本方針とする旨の合意書を締結しており、割当先は、中・長期的に当社株式を保有する意向であることを口頭で確認しております。

また、当社は割当先に対して割当新株式を発行日から 2 年間において譲渡する場合には、遅滞なく当社に報告する旨の確約を得る予定であります。

(4) 株券貸借に関する事項

該当事項はありません。

II 定款の一部変更

1. 定款の一部変更の目的

「I 第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行」に記載の通り、当社が、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において発行決議をいたしました第三者割当による新株式を発行した時点で、当社の発行済株式総数は、785,093,101 株となり、潜在株式数 8,484,848 株と合わせると、当社の発行可能株式総数 8 億株にほぼ達する状況となります。また、当社は同日付で第 4 回新株予約権の発行を決議しておりますが、当該新株予約権の行使が可能となるためには、当該新株予約権の行使期間の初日（平成 21 年 2 月 16 日）が到来する前に、当社の発行可能株式総数増加の効力が発生することが条件となります。

したがって、当社は臨時株主総会を開催し、定款の一部変更、すなわち発行可能株式総数を増加させる議題を附議することを予定しております。臨時株主総会は平成 21 年 1 月中旬以降の開催を予定しておりますが、詳細な日程が確定次第お知らせいたします。

2. 定款の一部変更の内容

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800,000,000 株</u> とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000,000,000 株</u> とする。

以 上

(別添) 発行要領

記

- | | |
|--------------|--|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 250,000,000 株 |
| (2) 発行価額 | 1 株につき 金 3 円 |
| (3) 発行価額の総額 | 750,000,000 円 |
| (4) 資本組入額 | 1 株につき 金 2 円 |
| (5) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法により株式会社日本インベストメント・トラストに全株式を割り当てる |
| (6) 申込期間 | 平成 20 年 11 月 13 日 |
| (7) 払込期日 | 平成 20 年 11 月 13 日 (予定) |
| (8) 新株券交付日 | 株券不所持 |

第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社キムラタン第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、1,000,000株（以下「割当株式数」という。）とし、本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数

150個

4. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個あたり金150,000円

5. 本新株予約権の払込金額の総額

金22,500,000円

6. 申込期間

平成20年11月13日

7. 割当日及び払込期日

平成20年11月13日

8. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権150個を株式会社日本インベストメント・トラストに割当てる。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。但し、第11項によって調整された場合は調整後の行使価額）に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初3円（以下「当初行使価額」という。）とする。

10. 行使価額の修正

行使価額の下方向修正は行わない。

11. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更

を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
 - ② 株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
 - ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。但し、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）

がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成21年2月16日から平成22年2月15日（第14項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日）までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2カ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、会社法第273条の規定に従って14日前までの事前通知又は公告したうえで、かかる取得日において残存する本新株予約権の全部または一部を本新株予約権1個につき150,000円で取得することができる。

(2)当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法273条の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき150,000円で取得することができる。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権証券を発行しないものとする。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移、売買出来高、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであ

るブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、直近の当社株価の推移、本新株予約権の発行条件、割当先の投資リスク等を勘案し、金 150,000 円を本新株予約権の 1 個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、株式会社大阪証券取引所における平成 20 年 9 月 26 日から平成 20 年 10 月 27 日までの当社株式の最終価格の平均値（3.3 円）を参考にして、一株あたりの発行価額を 1 株 3 円（平均値の 91.3%に相当する金額）とした。

19. 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 22 項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。
③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

20. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した翌日から 5 営業日後までにまでに株券を交付可能な状態に置く。但し、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

21. 行使請求受付場所

株式会社キムラタン 業務本部

22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 神戸支店

23. その他

- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上